

特別養護老人ホームかりぶ・あつべつ

《指定介護老人福祉施設》

重要事項説明書

当事業所は介護保険法の指定を受けています。

当事業所は、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供いたします。事業所の運営に関する規程の概要や提供するサービスの内容など、契約上ご注意いただきたい重要な事項について、次のとおり説明いたします。

◆当事業所のご利用は、原則として介護保険の要介護認定の結果「要介護3」以上（※）の方が対象となります。（ただし、要介護1・2の方は特例入所の要件に該当する場合のみ対象となります。）「要支援」の方及び要介護認定をまだ受けていない方はご入居いただけませんので、ご注意ください。

（※）65歳以上で介護保険の要介護認定の結果が「要介護3」以上、または40～64歳で老化に起因する疾患（特定疾患）により介護保険の要介護認定の結果が「要介護3」以上

～ 目 次 ～		ページ
1.	事業所運営法人	2
2.	利用事業所	2～3
3.	事業所の従業者の員数、職種及び業務内容と勤務体制	3
4.	居室及び設備の概要	4
5.	事業所が提供するサービスの内容	4
6.	ご利用料金	5～14
7.	料金のお支払いについて	14～15
8.	入居中の医療の提供について	15
9.	事業所を退去していただく場合	16～17
10.	入院の取り扱いについて	17～18
11.	身体拘束の禁止について	18
12.	残置物の引き取りと居室の明け渡し	19
13.	身元引受人	19
14.	連帯保証人	19
15.	緊急時・事故発生時の対応について	19
16.	損害賠償について	20
17.	感染症予防及びまん延防止対策について	20
18.	非常災害対策について	20
19.	虐待の防止について	21
20.	サービス提供の記録について	21
21.	個人情報の取り扱いについて	21
22.	提供するサービスの質の評価及び第三者評価の実施状況	21
23.	相談・苦情の受付及び対応について	22
別掲1	「苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置」	23
	利用同意書	24

改定日：2022年10月1日

この重要事項説明書は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第39号）及び「札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例」（札幌市条例第67号）に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項の説明のために作成しています。

1. 事業所運営法人

法人名	社会福祉法人 協立いつくしみの会
法人所在地	札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号
電話番号	011-896-1165
FAX番号	011-894-4404
代表者氏名	理事長 石山 建治
法人設立年月日	1993年8月20日
ホームページ	http://karipu.jp/
法人が行う事業	社会福祉法人協立いつくしみの会では、以下の事業を実施しております。 【特別養護老人ホームかりふ・あつべつ】 札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームかりふ・あつべつ（指定介護老人福祉施設） ・特別養護老人ホームかりふ・あつべつ（（介護予防）短期入所生活介護） ・訪問看護ステーションかりふ（（介護予防）訪問看護） ・指定居宅介護支援事業所かりふ（居宅介護支援） ・札幌市厚別区介護予防センター厚別中央・青葉（札幌市より委託） 【高齢者生活支援ハウスえみな】 札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番1号 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生活支援ハウスえみな（札幌市より委託） ・デイサービスセンターかりふ（通所介護、第1号通所型サービス） 【ケアセンターかりふ・もみじ台】 札幌市厚別区もみじ台西3丁目1番8号 <ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイメイプルハウス（（介護予防）短期入所生活介護） ・デイサービスもみじの家（（介護予防）地域密着型認知症対応通所介護） ・居宅介護支援事業所メイプルかりふ（居宅介護支援） ・ヘルパーステーションかえで（訪問介護、第1号訪問介護相当型サービス） 厚別区もみじ台西6丁目1番4号 【ケアセンターかりふ・上野幌】 札幌市厚別区上野幌1条2丁目2番30号 <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスのののか（地域密着型通所介護、第1号通所型サービス） ・小規模多機能ホームかりふ（（介護予防）小規模多機能型居宅介護） ・サービス付き高齢者住宅ぼろか（サービス付き高齢者向け住宅）

2. 利用事業所

事業所の種類	指定介護老人福祉施設
事業の目的	事業所が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。
事業所の名称	特別養護老人ホームかりふ・あつべつ
事業所所在地	札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号
電話番号	011-896-1165
FAX番号	011-894-4404
事業所の管理者	施設長 鈴木 靖枝
開設年月日	1994年4月1日
事業所番号	0170500037

施設の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階 床面積 3038.70㎡
入所定員	80人
事業所の運営方針	<p>当事業所は、介護保険法の主旨に沿って、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また、事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供し、提供にあたっては、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。</p>

3. 従業者の職種・業務及び人員体制

(*は2022年10月1日現在の人数です)

管理者	1名(常勤・兼務)	従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
医師	1名以上 (*非常勤1名)	利用者の診察、健康管理及び療養上の指導を行います。
生活相談員	1名以上 (*常勤1名)	関係職員と連携し、利用者の生活相談、生活援助を行います。
介護職員	35名以上 (*常勤32名、非常勤8名)	利用者の生活全般にわたる介護業務を行います。
看護職員	5名以上 (*常勤5名、非常勤2名)	利用者の看護、介護、疾病の予防、保健衛生管理を行います。
管理栄養士	1名以上 (*常勤1名)	食事の献立作成、栄養計算、利用者への栄養相談を行います。
機能訓練指導員	1名以上 (*常勤2名、1名兼務)	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
介護支援専門員	1名以上 (*常勤1名)	利用者の施設サービス計画の作成等を行います。
介護職員		看護職員
早出 7:00~16:00	日勤 8:00~17:00	生活相談員・それ以外の職員 日勤 8:45~17:45
日勤 8:00~17:00	日勤 9:30~18:30	
10:00~19:00	機能訓練指導員	
12:00~21:00	日勤 8:45~17:45	
遅出 13:00~22:00	上記以外にもパート職員など必要に応じ短時間勤務の職員を配置しています。	
夜勤 22:00~7:00		

4. 居室及び設備の概要

居室について	入居される居室は、4人部屋が中心となりますが利用者の身体状況や精神状況の必要に応じて2人部屋、1人部屋の入居を検討いたします。利用者の心身の状況により居室の変更を行なう場合がありますが、その際には利用者若しくは家族と相談の上決定いたします。また、利用者又は家族から居室変更の申し出があった場合は事業所で検討いたしますが、ご要望に添えない場合もありますのでご了解下さい。
定員と部屋数	4人部屋・・・13室 2人部屋・・・8室 1人部屋・・・12室
その他設備	事業所は、居室の他に食堂、浴室、洗面所及びトイレ、機能訓練室、医務室及び静養室、その他法令の定める設備等を揃えています。

5. 事業所が提供するサービスの内容

食事	当事業所では管理栄養士の立てる献立と事業所の職員による、栄養並びに利用者の心身の状況、嗜好を考慮した食事を提供いたします。また、自立支援のため離床し、食事をしていただくことを原則としています。朝食8時、昼食12時、夕食17時半、お茶会10時半
介護	食事の介助、着替え介助、排泄介助などその他日常生活上の世話をいたします。
入浴	入浴援助は月から日曜日まで（木曜日以外毎日）行います。週に2回の入浴を基本としています。 利用者の心身の状況等に応じて、機械浴又は清拭となる場合があります。
排泄	利用者個々人の排泄パターンにあわせた排泄援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	医師や看護師が健康管理を行います。
その他	相談及び援助、その他社会生活上の便宜の供与を行います。

6. ご利用料金

当事業所の提供するサービスの料金は以下の3種類があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 食費・居住費
- (3) その他の利用料金（利用料金の全額を利用者が負担する場合）

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

利用者負担額については、「介護保険負担割合証」に記載された割合（1割・2割・3割）に応じた利用者負担額がかかります。

①サービスの基本部分に係る料金

利用者の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス名称	介護福祉施設Ⅱ 1	介護福祉施設Ⅱ 2	介護福祉施設Ⅱ 3	介護福祉施設Ⅱ 4	介護福祉施設Ⅱ 5
サービスの単位	573 単位	641 単位	712 単位	780 単位	847 単位
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36 単位				
看護体制加算（Ⅰ）□	4 単位				
看護体制加算（Ⅱ）□	8 単位				
夜勤職員配置加算（Ⅲ）□	16 単位				
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位				
単位数小計	649 単位	717 単位	788 単位	856 単位	923 単位
1 単位の単価	10.14 円				
費用総額	6,580 円	7,270 円	7,990 円	8,679 円	9,359 円
介護保険の給付額（9割）	5,922 円	6,543 円	7,191 円	7,811 円	8,423 円
利用者負担額（1割）（1日あたり）	658 円	727 円	799 円	868 円	936 円
利用者負担額（1割） （30日あたり）	19,743 円	21,812 円	23,971 円	26,040 円	28,078 円
介護保険の給付額（8割）	5,264 円	5,816 円	6,392 円	6,943 円	7,487 円
利用者負担額（2割）（1日あたり）	1,316 円	1,454 円	1,598 円	1,736 円	1,872 円
利用者負担額（2割） （30日あたり）	39,485 円	43,623 円	47,942 円	52,079 円	56,156 円
介護保険の給付額（7割）	4,606 円	5,089 円	5,593 円	6,075 円	6,551 円
利用者負担額（3割）（1日あたり）	1,974 円	2,181 円	2,397 円	2,604 円	2,808 円
利用者負担額（3割） （30日あたり）	59,228 円	65,434 円	71,913 円	78,119 円	84,233 円

②加算等

ア. 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）

提供するサービスの質を向上のため、厚生労働省の科学的介護情報システム（L I F E）に利用者の必要な情報を提供し、計画、実行、評価、改善のサイクルを通じた取り組みを行うことにより、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
科学的介護 推進体制加算 （Ⅱ）	50 単位	10.14 円	507 円	(9 割) 456 円	(1 割) 51 円
				(8 割) 405 円	(2 割) 102 円
				(7 割) 354 円	(3 割) 153 円

※1月あたりの金額です。

イ. 個別機能訓練加算（Ⅱ）

上記①の個別機能訓練（Ⅰ）に加え、厚生労働省の科学的介護情報システム（L I F E）への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成、当該計画に基づく個別機能訓練の実施、当該実施内容の評価、評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善の一連のサイクル（P D C Aサイクル）により、サービスの質の管理を行うことにより、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額（1月）
個別機能 訓練加算（Ⅱ）	20 単位	10.14 円	202 円	(9 割) 181 円	(1 割) 21 円
				(8 割) 161 円	(2 割) 41 円
				(7 割) 141 円	(3 割) 61 円

ウ. 療養食加算

当事業所において、厚生労働省が定める療養食を提供した際には、この加算を算定します。（1回ごとに、1日3回を限度に算定します。）

	サービス単位	単価	総費用額	介護保険給付額	利用者負担額（1回）	利用者負担額（30日）
療養食 加算	6 単位	10.14 円	60 円	(9 割) 54 円	(1 割) 6 円	(1 割) 548 円
				(8 割) 48 円	(2 割) 12 円	(2 割) 1,095 円
				(7 割) 42 円	(3 割) 18 円	(3 割) 1,643 円

※利用者負担額（30日）は、1日3回の30日で計算した場合の金額です。

エ. 初期加算

入所された日から30日間は、この加算を算定します。

	サービス単位	単価	総費用額	介護保険給付額	利用者負担額（1日）	利用者負担額（30日）
初期 加算	30 単位	10.14 円	304 円	(9 割) 273 円	(1 割) 31 円	(1 割) 913 円
				(8 割) 243 円	(2 割) 61 円	(2 割) 1,826 円
				(7 割) 212 円	(3 割) 92 円	(3 割) 2,738 円

オ. 安全対策体制加算

事故防止のため指針の作成・委員会の開催・研修の実施、担当者の配置など組織的に安全対策を実施する体制を備えているため、入居時1回に限りこの加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用者負担額
安全対策体制 加算	20 単位	10.14 円	202 円	(9割) 181 円	(1割) 21 円
				(8割) 161 円	(2割) 41 円
				(7割) 141 円	(3割) 61 円

カ. 外泊時費用

入所者が病院等へ入院された場合、ご自宅等へ外泊された場合に、1月に6日を限度に所定単位数に変えてこの費用を算定します。

	サービス単位	単価	総費用額	介護保険給付額	利用者負担額(1日)	利用者負担額(6日)
外泊時 加算	246 単位	10.14 円	2,494 円	(9割) 2,244 円	(1割) 250 円	(1割) 1,497 円
				(8割) 1,995 円	(2割) 499 円	(2割) 2,994 円
				(7割) 1,745 円	(3割) 749 円	(3割) 4,490 円

キ. 看取り介護加算(Ⅰ)

厚生労働省の定める基準に基づき、当事業所が入所者に対して看取りに関する介護を行った場合にこの加算を算定します。

看取り介護加算	サービス単位	単価	費用総額	介護保険給付額	利用者負担額(1日)
死亡日以前 31日以上45日以下	72 単位	10.14 円	730 円	(9割) 657 円	(1割) 73 円
				(8割) 584 円	(2割) 146 円
				(7割) 511 円	(3割) 219 円
死亡日以前 4日以上30日以下	144 単位	10.14 円	1,460 円	(9割) 1,314 円	(1割) 146 円
				(8割) 1,168 円	(2割) 292 円
				(7割) 1,022 円	(3割) 438 円
死亡日 前日及び前々日	680 単位	10.14 円	6,895 円	(9割) 6,205 円	(1割) 690 円
				(8割) 5,516 円	(2割) 1,379 円
				(7割) 4,826 円	(3割) 2,069 円
死亡日	1,280 単位	10.14 円	12,979 円	(9割) 11,681 円	(1割) 1,298 円
				(8割) 10,383 円	(2割) 2,596 円
				(7割) 9,085 円	(3割) 3,894 円

ク. 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護福祉施設サービスを行なう必要があると判断した者が入所した場合、入所された日から7日間は、この加算を算定します。

	サービス単位	単価	総費用額	介護保険給付額	利用者負担額（1日）	利用者負担額（7日）
認知症行動 ・心理症状 緊急対応加算	200 単位	10.14 円	2,028 円	(9 割) 1,825 円	(1 割) 203 円	(1 割) 1,420 円
				(8 割) 1,622 円	(2 割) 406 円	(2 割) 2,840 円
				(7 割) 1,419 円	(3 割) 609 円	(3 割) 4,259 円

ケ. 経口維持加算（Ⅰ）

経口摂取でありながら摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し会議等を通じ作成した経口維持計画に基づいた栄養管理を行った場合に、この加算を算定します。

	サービス単位	単価	費用総額	介護保険給付額	利用者負担額（1月）
経口維持加算（Ⅰ）	400 単位	10.14 円	4,056 円	(9 割) 3,650 円	(1 割) 406 円
				(8 割) 3,244 円	(2 割) 812 円
				(7 割) 2,839 円	(3 割) 1,217 円

コ. 経口移行加算

現に経管から食事摂取している入所者に対し、医師の指示に基づき、職員が共同して経口移行計画を作成し、計画に従い管理栄養士による栄養管理、看護職員による支援を行った場合に、この加算を算定します。

	サービス単位	単価	総費用額	介護保険給付額	利用者負担額（1日）	利用者負担額（30日）
経口移行 加算	28 単位	10.14 円	283 円	(9 割) 254 円	(1 割) 29 円	(1 割) 852 円
				(8 割) 226 円	(2 割) 57 円	(2 割) 1,704 円
				(7 割) 198 円	(3 割) 85 円	(3 割) 2,556 円

サ. 口腔衛生管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）

入居者に対し歯科衛生士が口腔の管理を行い職員へ助言や指導を行った場合、また口腔に関する情報を厚生労働省の科学的介護情報システム（L I F E）へ提出し提出情報及びフィードバック情報を活用した場合にこの加算を算定します。

	サービス単位	単価	費用総額	介護保険給付額	利用者負担額（1月）
口腔衛生管理加算 （Ⅰ）	90 単位	10.14 円	912 円	(9 割) 820 円	(1 割) 92 円
				(8 割) 729 円	(2 割) 183 円
				(7 割) 638 円	(3 割) 274 円
口腔衛生管理加算 （Ⅱ）	110 単位	10.14 円	1,115 円	(9 割) 1,003 円	(1 割) 112 円
				(8 割) 892 円	(2 割) 223 円
				(7 割) 780 円	(3 割) 335 円

シ. 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症の利用者を受け入れてサービスを提供した場合に以下の加算を算定します。

	サービス単位	単価	費用総額	介護保険給付額	利用者負担額(1日)
若年性認知症 利用者受入加算	120 単位	10.14 円	1,216 円	(9 割) 1,094 円	(1 割) 122 円
				(8 割) 972 円	(2 割) 244 円
				(7 割) 851 円	(3 割) 365 円

ス. 外泊時在宅サービス利用費用 (カの外泊時費用を算定している場合は算定しません。)

入所者が居宅に外泊し、当事業所により居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えてこの費用を算定します。

	サービス単位	単価	総費用額	介護保険給付額	利用者負担額(1日)	利用者負担額(6日)
外泊時在宅 サービス利用費用	560 単位	10.14 円	5,678 円	(9 割) 5,110 円	(1 割) 568 円	(1 割) 3,407 円
				(8 割) 4,542 円	(2 割) 1,136 円	(2 割) 6,814 円
				(7 割) 3,974 円	(3 割) 1,704 円	(3 割) 10,221 円

セ. 配置医師緊急時対応加算

施設の配置医師が、入所者の緊急の状況により下記の時間帯に診療を行った場合に、時間帯に応じて1回につきこの加算を算定します。

配置医師緊急時対応加算	サービス単位	単価	費用総額	介護保険給付額	利用者負担額(1回)
早朝 (午前6時から午前8時まで) 夜間 (午後6時から午後10時まで)	650 単位	10.14 円	6,591 円	(9 割) 5,931 円	(1 割) 660 円
				(8 割) 5,272 円	(2 割) 1,319 円
				(7 割) 4,613 円	(3 割) 1,978 円
深夜 (午後10時から午前6時まで)	1,300 単位	10.14 円	13,182 円	(9 割) 11,863 円	(1 割) 1,319 円
				(8 割) 10,545 円	(2 割) 2,637 円
				(7 割) 9,227 円	(3 割) 3,955 円

ソ. 再入所時栄養連携加算

入院等で施設を退所した入居者が、再度入所する際に栄養状況の管理のために管理栄養士が、病院等の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を作成した場合、この加算を算定します。

	サービス単位	単価	費用総額	介護保険給付額	利用者負担額(1回)
再入所時 栄養連携加算	400 単位	10.14 円	4,056 円	(9 割) 3,650 円	(1 割) 406 円
				(8 割) 3,244 円	(2 割) 812 円
				(7 割) 2,839 円	(3 割) 1,217 円

タ. 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)

継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合、また必要な情報を厚生労働省の科学的介護情報システム(LIFE)へ提出した場合に、この単位数を加算します。

	サービス単位	単価	費用総額	介護保険給付額	利用者負担額(1月)
褥瘡マネジメント 加算(Ⅰ)	3 単位	10.14円	30 円	(9割) 27 円	(1割) 3 円
				(8割) 24 円	(2割) 6 円
				(7割) 21 円	(3割) 9 円
褥瘡マネジメント 加算(Ⅱ)	13 単位	10.14円	131 円	(9割) 117 円	(1割) 14 円
				(8割) 104 円	(2割) 27 円
				(7割) 91 円	(3割) 40 円

チ. 口腔衛生管理体制加算

歯科医師または歯科衛生士の指示を受けた歯科衛生士が、職員に対する口腔ケアに係る技術的助及び指導を月に1回以上行った場合に、この加算を算定します。

	サービス単位	単価	費用総額	介護保険給付額	利用者負担額(1月)
口腔衛生管理 体制加算	30 単位	10.14円	304 円	(9割) 273 円	(1割) 31 円
				(8割) 243 円	(2割) 61 円
				(7割) 212 円	(3割) 92 円

ツ. 排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

当事業所は、利用者の排せつ支援に関する計画書の作成と支援の実施、排せつ支援に関する情報を厚生労働省の科学的介護情報システム(LIFE)へ提出し提出情報及びフィードバック情報を活用した場合にこの加算を算定します。

	サービス単位	単価	費用総額	介護保険給付額	利用者負担額(1月)
排せつ支援加算 (Ⅰ)	10 単位	10.14円	101 円	(9割) 90 円	(1割) 11 円
				(8割) 80 円	(2割) 21 円
				(7割) 70 円	(3割) 31 円
排せつ支援加算 (Ⅱ)	15 単位	10.14円	152 円	(9割) 136 円	(1割) 16 円
				(8割) 121 円	(2割) 31 円
				(7割) 106 円	(3割) 46 円
排せつ支援加算 (Ⅲ)	20 単位	10.14円	202 円	(9割) 181 円	(1割) 21 円
				(8割) 161 円	(2割) 41 円
				(7割) 141 円	(3割) 61 円

テ. A D L維持等加算(Ⅱ)

当事業所は、利用者のA D Lの維持や改善のため定期的な利用者のA D Lの評価を行うとともに厚生労働省の科学的介護情報システム(L I F E)にその情報を提供し、この加算を算定します。

	サービス単位	単価	費用総額	介護保険給付額	利用者負担額(1月)
A D L維持等加算 (Ⅱ)	60 単位	10.14 円	608 円	(9 割) 547 円	(1 割) 6 1 円
				(8 割) 486 円	(2 割) 1 2 2 円
				(7 割) 425 円	(3 割) 1 8 3 円

ト. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

当事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているため、この加算を算定します。

	サービス単位	単価
介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	上記①と②アからテまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数(8.3%の単位数が加算されます。)	10.14 円

ナ. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

当事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているため、上記トとは別に、この加算を算定します。

	サービス単位	単価
介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅰ)	上記①と②アからテまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(2.7%の単位数が加算されます。)	10.14 円

ニ. 介護職員等ベースアップ等支援加算

当事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているため、上記ト、ナとは別に、この加算を算定します。

	サービス単位	単価
介護職員等ベース アップ等支援加算	上記①と②アからテまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数(1.6%の単位数が加算されます。)	10.14 円

なお、上記（１）の①②の「利用者負担額」については、高額介護サービス費として以下の上限が設定されています。

利用者負担段階		利用者負担上限額（月額）	
		個人の場合	世帯の場合
第 1 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方	15,000 円	24,600 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方		
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第 1・第 2 段階以外の方	24,600 円	
第 4 段階	市町村民税課税世帯で、課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円	44,400 円
第 5 段階	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000 円	
第 6 段階	課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円	

※ 所得金額は課税所得であり、課税年金収入には遺族年金や障害年金等の非課税年金は含みません。

※ 事業所にて代理受領を行っている市町村と、行っていない市町村がありますので、ご注意ください。

（２）食費・滞在費

食費、滞在費については、以下の費用がかかります。介護保険負担限度額認定を受けている場合には、その認定証に記載された金額で計算します。

・食費（１日あたり）

利用者負担段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階 ①	第 3 段階 ②	第 4 段階 以上
利用者負担額	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,445 円

・居住費（１日あたり）

利用者負担段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階以上
多床室	0 円	370 円	370 円	855 円

(3) その他の利用料金（利用料金の全額を利用者が負担する場合）

費用項目	内容及び金額
医療費	<p>かりふ[®]医務室、訪問歯科や他科受診、調剤薬局の処方薬剤の料金 かりふ[®]医務室、訪問歯科の料金については、毎月の利用料金の請求書に金額が合わせて記載されます。</p> <p>調剤薬局（かりふ[®]医務室発行の処方箋に基づく）の料金は、毎月の請求書送付時に調剤薬局の請求書を同封しますので、調剤薬局の指定する方法で別途お支払いください。</p> <p>他科を受診された場合（その際の処方薬剤の料金を含む）は、当該医療機関、調剤薬局にて料金をお支払いください。</p> <p>なお、医療保険の請求ができない材料費はご利用者の負担となります。</p>
理容・美容サービス料金	<p>理髪サービス利用料金 1,730円（税込み） 美容サービス利用料金 4,200円（税込み） 翌月精算となります。（1回あたりの金額です。） ※施設が契約している理美容業者の定める金額です。</p>
ドライクリーニング代	<p>ご希望により、業者へ委託します。翌月精算となります。</p>
電話代	<p>居室の電話を使用できます。使用分の実費がかかります。（0発信で通話できます。）</p>
利用者個人で購読する新聞、書籍代	<p>実費</p>
予防接種料金	<p>インフルエンザ予防接種料金 1回あたり 1,400円 （非課税世帯の場合は0円） ※札幌市の金額です。（市町村によっては異なる場合があります。） 肺炎球菌ワクチン予防接種料金 1回あたり 6,300円</p>
事務管理費	<p>ご希望者の通帳等管理の手数料として、 1ヶ月あたり500円＋消費税</p>
電気料金	<p>冷蔵庫使用の場合 1ヶ月あたり750円＋消費税 （24時間通電する個人の電気製品の電気代）</p>
料金支払いに係る手数料	<p>利用料金をお支払いいただく際の手数料については、利用者にご負担いただきます。</p> <p>①郵便口座自動払い込み・・・10円 ②銀行口座預金振替・・・150円＋消費税 ③郵便払込票による払込み・・・150円～410円 （請求金額により異なります。）</p>
サービス提供記録の複写物の料金	<p>サービスの実施記録の複写物をご希望される場合、実費相当額をお支払いいただきます。</p> <p>サービス記録の複写物 1枚につき10円＋消費税</p>
診断書	<p>成年後見制度の申請、生命保険会社への提出 1通 5,000円 その他の診断書 1通 3,000円</p>

死亡診断書料金	死亡診断書 3,000円+消費税 (2通目以降1,500円+消費税)
写真代	1枚50円+消費税
面会時の感染対策用品の料金	面会の際の、マスク・防護服・フェイスシールドの実費相当額をご負担いただきます。感染対策のためご面会で入館いただく際には、マスク・防護服・フェイスシールドなど施設で準備する感染対策用品の装着をお願いいたします。実費相当額は適宜お知らせします。
その他	その他、レクリエーションやクラブ活動、外出行事等でかかる費用や、入所者の日常生活上の便宜で利用者に負担していただくことが妥当と判断されるものについては、その実費をご負担いただきます。

7. ご利用料金のお支払いについて

料金及びご請求	料金及びその他の費用は、1ヶ月ごとに計算し翌月に請求書を送付いたします。
お支払方法	<p>現金による窓口でのお支払いの場合</p> <p>窓口：社会福祉法人協立いつくしみの会法人事務局 住所：札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号 (特別養護老人ホームかりふ・あつべつ事務室内)</p> <p>受付曜日：平日(土日祝日及び年末年始は休み) 受付時間：午前9時～午後16時 電話番号：011-896-1165</p> <p>※上記受付曜日及び受付時間以外は対応できませんのでご了解ください。 ※盗難紛失事故等の防止のため職員による集金でのお支払いはお受けしておりませんので、ご了承ください。</p> <p>現金以外でのお支払いをご希望される場合は、下記の①～③よりお選びください。(なお、①の方法にてお支払いいただく場合は「自動払込利用申込書」、②の方法でお支払いいただく場合は「預金口座振替依頼書」にて郵便局又は金融機関に別途お申込みしていただきます。)</p> <p>①郵便口座からの自動払い込み</p> <p>ご指定の郵便口座からの自動払い込みにてお支払いいただけます。 引き落とし日は25日及び末日(引き落とし日が土日祝日の場合は翌営業日)です。 自動払い込みに係る手数料(10円)は利用者にご負担いただきます。 なお、通帳には</p> <p style="text-align: center;">.....(いつくしみの会) 自払..... 請求金額(円) 料金..... 10(円).....</p> <p>の2段で記載されます。事業所(法人)は請求金額分(上段)の領</p>

収書を翌月の請求書発送時に合わせて送付いたします。

下段の料金（10円）は自動払い込みに係る郵便局の手数料であり、手数料に係る請求書及び領収書は発行されません。（通帳への記載が郵便局による手数料の領収書の扱いとなります。）

②銀行口座からの預金口座振替

ご指定の金融機関からの口座振替にてお支払いいただけます。

振替日は27日（振替日が土日祝日の場合は翌営業日）です。

口座振替に係る手数料（150円＋消費税）は利用者にご負担いただきます。

なお、通帳には

H S. イツクシミノカイ 振替金額

と1行で記載されます。振替金額は、当法人の請求金額と振替手数料の合計金額となります。

通帳に記載される「H S」とは口座振替業者名（北洋システム開発株式会社）を指しており、同社の振替手数料（150円＋消費税）が当事業所（法人）の請求金額（利用料金）に上乗せされ、引き落としされます。

また、振替手数料は振替の結果に関わらず手数料がかかる仕組みのため、残高不足等の理由により口座振替ができなかった場合には翌月の振替の際にその振替手数料分が上乗せされますので、ご注意ください。

事業所（法人）は請求金額と振替手数料の領収書を翌月の請求書発送時に合わせて送付いたします。

③郵便振込み用紙によるお振込み

請求書発送時に「払込取扱票」を同封いたしますので、お近くの郵便局よりお振込みにてお支払いください。

なお、お振込みに係る手数料150円～410円（請求金額により異なります。）は利用者にご負担いただきます。

なお、①郵便自動払い込み、②預金口座振替については、申し込みの日にちによっては郵便局及び金融機関の手続きが間に合わない場合があります。その際、手続き完了までの利用料金は現金窓口若しくは③郵便振込み用紙によるお振込みでお支払いいただきます。

また、これらの手数料は郵便局及び口座振替業者の基準による2019年10月1日現在の手数料額です。業者による手数料額の変更や消費税の変更等に伴い、当法人の責によらず、手数料が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

8. 入居中の医療の提供について（協力医療機関等）

<p>入居中の医療提供</p>	<p>入居中は、かりふ[®]医務室で医師が診察をします。精査、入院等の医療を必要とする場合は下記の協力医療機関や施設近隣の医療機関を紹介させていただきます。</p> <p>但し、協力及び紹介医療機関はそこでの優先的な診療、入院治療を保証するものではなく、また、そこでの診療、入院治療を義務付けるものでもありません。</p>
<p>協力医療機関</p>	<p>病院名：勤医協中央病院 住 所：札幌市東区東苗穂5条1丁目9-1 電 話：011-782-9111</p>
<p>協力歯科医療機関</p>	<p>病院名：勤医協もみじ台歯科診療所 住 所：札幌市厚別区もみじ台南1丁目2-10 電 話：011-897-9033</p>

9. 事業所を退去していただく場合（契約の終了について）

<p>契約の更新及び終了</p>	<p>当事業所では契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事ができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、事業所との契約は終了し退居していただくこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ご契約者が死亡した場合 ● 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と認定された場合 ● 2015年4月以降に入居された方で、要介護認定により要介護1若しくは要介護2と認定された場合（ただし、要介護1、2と認定された場合でも特例入所の要件に該当する場合は契約は継続します。） ● 特段の事情等により事業者が利用者に対しサービスの提供が不可能となった場合 ● 利用者から退居の申し出があった場合（詳細は別記A） ● 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は別記B）
<p>A 利用者からの契約解除の申し出</p>	<p>契約の有効期間であっても、利用者から退居を申し出ることができます。その場合は退居を希望する日の7日前までに届け出てください。但し、以下の場合においては、即時に契約を解約・解除し、施設を退居できるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険給付対象外サービスの利用料金変更不同意の場合 ● 利用者が入院された場合 ● 事業所や事業所の従業者が、正当な理由なく、施設サービスを実施しない場合 ● 事業所や事業所の従業者が下記2.1に定める守秘義務に違反した場合 ● 事業所や事業所の従業者が利用者の身体、財産、信用等を傷付ける

	<p>などの不信行為により、その後の入居を継続しがたい事情があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他の利用者がご契約者の身体、財産、信用等を傷付けた場合もしくは傷付ける恐れがある場合に、事業者が適切な対応をとらない場合
<p style="text-align: center;">B 事業所からの 契約解除の 申し出</p>	<p>以下の事項に該当する場合には、当事業所から退居していただく事があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入居にあたり、ご利用者の心身の状況や病歴、その他の重要事項について、事業所に告げない、又は虚偽の報告をしたことなどにより、その後の入居を継続しがたい事情があった場合 ● サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、催促にもかかわらず30日以内に支払われない場合 ● 利用者が、故意や過失等により事業者や他利用者の生命や身体、財産、信用等を傷つけるなどの不信行為により、その後の入居を継続しがたい事情があった場合 ● 利用者又は家族が、サービスの利用に関する指示等に従わないことなどにより、要介護状態を悪化させたと認められる場合 ● 利用者又は家族等が、他の利用者、家族等若しくは事業所又は従業員に対する、暴力、暴言、威嚇（口頭によるものも含む）、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相応又は同等の行為により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合 ● 利用者が他の介護施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養医療施設）に入所した場合 ● 利用者が連続して3ヶ月以上、病院や診療所等の医療機関へ入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合 ● 利用者又は家族等と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難で、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合

10. 入院の取り扱いについて

<p>医療機関へ入院された場合は以下のように、取り扱いさせていただきます。</p>	
<p>① 検査入院などの 短期入院の場合</p>	<p>1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は最大12泊）の短期入院の場合は、退院後再び事業所に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の料金（外泊時加算の利用者負担額及び居住費）をご負担いただきます。</p>
<p>② ①の期間を超える 入院の場合</p>	<p>短期入院の期間を超える入院について、入院後7日で入所の契約はいったん解除となりますが、3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び事業所に入所できます。但し、入院時の予定よりも早く退院された場合などにおいて、事業所の受け入れ準備等が整っていない</p>

	場合には、併設の短期入所生活介護の居室をご利用いただく場合があります。なお、入院期間中で①にあたる期間は、①の料金をご負担いただきます。
③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合又は、退院が困難な場合	3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、原則入居の契約を解除させていただきます。（施設を退去していただきます。） 退去後、当施設への入居をご希望される場合は、再度新たに入居のお申し込みをしていただきます。 ※退所後の当施設への入所については、札幌市の定める判定基準に基づき判定しますので優先的に入居できるものではありません。
上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、入院期間中はご利用になっていた居室を短期入所生活介護の居室として利用させていただくことがあります。この場合は、所定の料金はいただきません。	

1.1. 身体拘束の禁止について

身体拘束の禁止	サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」）を行いません。
「緊急やむを得ない場合」の判断・検討	緊急やむを得ない場合は、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等で合議、検討します。職員が個人では判断しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合（切迫性） ・身体的拘束等を行う以外に代替える介護方法がないこと。（非代替性） ・身体的拘束等が一時的であること。（一時性）
家族への説明	緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
記録	緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。
拘束の解除	適時、身体拘束解除に向けての評価を行い、継続の必要性がないと判断した場合は速やかに解除を行います。

1 2. 残置物の引き取りと居室の明け渡し

<p>残置物の 引き取りと 居室の明け渡し</p>	<p>入居契約が終了した際には、当事業所に残された利用者の所持品（残置物）を引き取り、居室を明け渡ししていただきます。契約終了後2週間以内に基本的にすべてのお荷物をお持ち帰りいただきます。なお、やむを得ない事情がある場合には、その旨を事業所へ連絡ください。</p> <p>また、利用者が引き取れない場合や居室の明け渡しができない場合に備え、身元引受人を定めていただきます。</p> <p>なお、残置物の引き取り、引き渡し及び処分等にかかる費用については、ご契約者又は身元引受人のご負担となります。</p>
-----------------------------------	--

1 3. 身元引受人

<p>身元引受人</p>	<p>契約にあたっては、契約終了後の残置物の引き取り及び利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として、身元引受人を定めていただきます。</p>
<p>身元引受人 の義務</p>	<p>身元引受人は、契約終了により事業所から連絡があった際には、連絡後2週間以内に残置物をお引き取り下さい。また身元引受人には、利用料金等の債務の保証人として下記の連帯保証人となっていただきます。</p>

1 4. 連帯保証人

<p>連帯保証人</p>	<p>連帯保証人の方には、この契約から生じる利用者の債務について、限度額80万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。</p> <p>連帯保証人から請求があった場合には、当事業所は、連帯保証人の方に利用料金等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。</p>
--------------	---

1 5. 緊急時・事故発生時の対応について

<p>緊急時・事故発生時の対応</p>	<p>サービス提供時に利用者の体調が急変した場合や緊急を要する場合、事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族や緊急連絡先（または契約書記載の保証人）等に連絡するとともに、主治医への連絡を行う若しくは受診するなど必要な措置を講じます。</p> <p>本重要事項説明書の最終ページに、上記の緊急連絡先について記載をお願いしておりますので、正確にご記載ください。</p>
<p>記録と再発防止策</p>	<p>事業所は、事故の発生状況及び事故に際して採った処置について記録します。また、事故の原因を解明し再発を防止するための対策を講じます。</p>
<p>損害賠償</p>	<p>事業所はサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者に対し速やかに損害賠償を行います。</p>

16. 損害賠償について

<p>損害賠償</p>	<p>事業所の責任により利用者に損害が生じた場合には、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。</p>
<p>保険加入先</p>	<p>事業所（法人）は、事故等により利用者に損害を生じさせてしまった場合に備え、下記の保険に加入しております。保険会社には必要時に利用者、家族の個人情報を提供する場合がありますので、ご承知置きください。</p> <p>加入保険：介護事業者向け賠償責任保険（ウォームハート） 保険会社：損害保険ジャパン株式会社</p>

17. 感染症予防及びまん延防止対策について

<p>感染症予防 及び まん延防止対策</p>	<p>当事業所は、感染症が発生しまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止及び感染症発生時に対応する指針、及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め以下の措置を講じます。</p> <p>①委員会を概ね6ヵ月に1回以上開催すると共に、事業所職員に周知徹底します。</p> <p>②感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。</p>
---------------------------------	---

18. 非常災害対策について

<p>非常災害対策</p>	<p>当事業所は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め以下の措置を講じます。</p> <p>①業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）に研修を実施します。</p> <p>②非常災害に備え事業所内の役割分担の確認、災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施します。</p> <p>② 非常災害時に必要な備蓄品を揃えます。</p>
---------------	---

19. 虐待の防止について

職員の研修 及び 発見時の対応等	事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。 ①虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。 ②その他虐待防止のために必要な措置を講じます。 ③サービス事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
担当者	当事業所の虐待に関する担当者は、事業所管理者とします。

20. サービス提供の記録について

記録の整備と 開示及び交付	事業所は、利用者に対し提供したサービスの内容及びその他必要な記録を整備します。利用者は、必要に応じてその記録の閲覧及び複写物の交付を受けることができます。 交付を希望される方は事業所管理者までお問い合わせください。なお、複写物の交付については、別途料金がかかります。 (1枚10円+消費税)
------------------	---

21. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の 取り扱い	当法人及び事業所は「個人情報の保護に関する法律」及び介護保険法、関連諸法令に基づき、個人情報を適正に取り扱います。
従業員に 対する契約	当法人、事業所の従業者は、雇用期間中及び退職後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者または家族の秘密及び個人情報を漏らさないことを雇用契約時に誓約しています。
個人情報使用の 同意について	個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報使用に係る同意書」及び「ホームページ及び広報誌等への写真の使用に係る同意書」において、同意を得ることとします。
個人情報 取扱責任者	特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ 施設長 鈴木 靖枝 生活相談員 山谷 拓司

22. 提供するサービスの質の評価及び第三者評価の実施状況

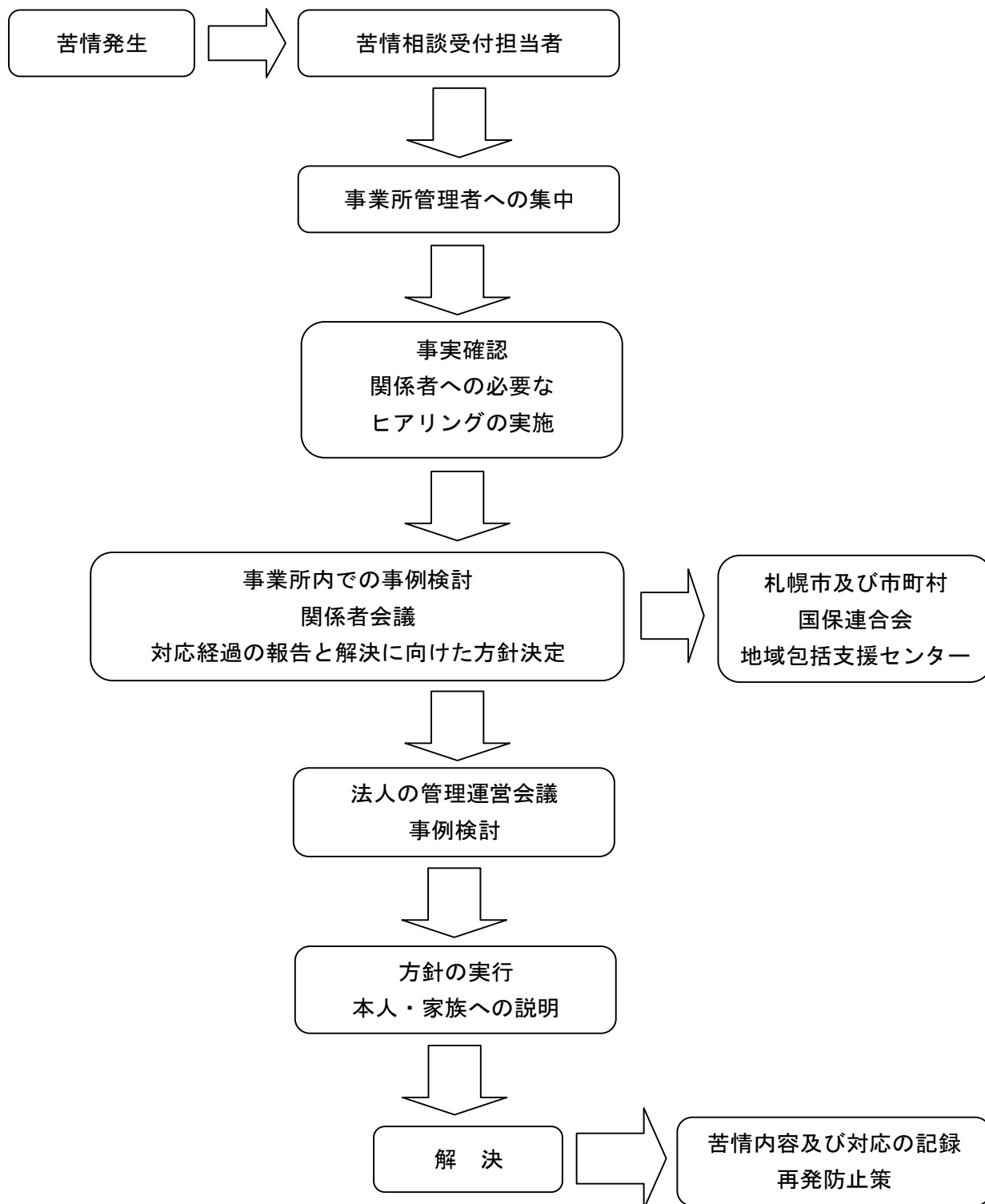
自己評価 (質の評価)の 取り組み	当事業所では、自己評価の実施など、サービスの質の向上のための取り組みを行っています。	
第三者評価 の実施状況	実施の有無	なし
	実施した直近の年月日	なし
	実施した評価機関の名称	なし
	評価結果の開示状況	なし

23. 相談・苦情の受付及び対応について

<p>事業所の 苦情相談受付 窓口</p>	<p>当事業所は、利用者及び家族からの苦情に適切に対応するため、苦情受付窓口、受付担当者を設置しています。</p> <p>受付窓口：特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ 担当者： 施設長 鈴木 靖枝 生活相談員 山谷 拓司 受付時間：平日9時から17時 電話番号：011-896-1165</p>
<p>法人の 第三者委員</p>	<p>当法人では、苦情解決にあたって、社会性、客観性を確保し、利用者等の立場や特性に配慮して、適切な対応を行うため、下記の第三者委員を設置しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・澤本 彰 公益社団法人北海道勤労者医療協会 本部事務局組織・広報部次長（元老人保健施設事務長） TEL：011-813-5510 ・藤原 洋一 地域代表（元病院事務長） TEL：011-892-4834
<p>苦情等の処理に あたって</p>	<p>苦情の処理にあたっては、法人の苦情処理の手順及び別掲1の「苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置」に基づき必要な対応を行います。</p>
<p>外部の 苦情相談窓口</p>	<p>上記以外にも以下の公的な苦情相談窓口があります。</p> <p>札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 住所：札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所内） 電話：011-211-2972 FAX：011-218-5117</p> <p>北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護障害者支援課企画・苦情係 住所：札幌市中央区南2条西14丁目（国保会館内） 電話：011-231-5175 FAX：011-233-2178</p> <p>北海道福祉サービス運営適正化委員会 住所：札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7（北海道社会福祉協議会内） 電話：011-204-6310 FAX：011-204-6311</p> <p>札幌市厚別区第1地域包括支援センター 住所：札幌市厚別区厚別町山本750番地6（栄和会内） 電話：011-896-5077 FAX：011-896-5021</p> <p>札幌市厚別区第2地域包括支援センター 住所：札幌市厚別区厚別南5丁目1-10 電話：011-375-0610 FAX：011-375-0615</p>

社会福祉法人 協立いつくしみの会
「苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置」

苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置



指定介護老人福祉施設 利用同意書

この内容の証明のために本書2通を作成し、事業所、利用者（若しくは代理人）が記名捺印のうえ、双方1通を保有します。

指定介護老人福祉施設の開始にあたり、利用者に対し本書面に基づき重要な事項を説明し、交付しました。

（住 所）札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号

（事業所）特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ

事業所管理者： 鈴木 靖枝

重要事項説明者： 山谷 拓司 ㊟

指定介護老人福祉施設の契約にあたり、事業者から重要事項説明書の内容について説明を受け、理解したうえで同意し、交付を受けました。

西暦) 20 年 月 日

氏 名 _____ ㊟ 電 話 _____

利用者

住 所 _____

該当する項目を☑し下記に記載してください。(☐代筆者 ・☐代理人 ・☐身元引受人及び連帯保証人)

氏 名 _____ ㊟ 電 話 _____

住 所 _____

利用者との関係（続柄など） _____

《緊急時・事故発生時の連絡先》

家族等の緊急時の 連絡先	氏名	続柄
	住所	TEL